

知ってますか? 赤色TSマーク



手続きは簡単

お近くの自転車安全整備店で、点検整備(有料)を受け、TSマークを貼ってもらうだけ!

年齢に制限なし

年齢に関係なく、どなたでも入れます!

誰が運転しても補償の対象

TSマークが貼付された自転車であれば、原則どなたが運転しても補償の対象となります!

もしもの時に安心

傷害補償と賠償責任補償、被害者見舞金がセットになっているので、もしもの時に安心です! 赤色TSマークは賠償責任補償の限度額が**1億円**。安心が広がります!

※「TS」は、TRAFFIC SAFETY(交通安全)の頭文字をとったものです。
※付帯保険の内容については、裏面・左ページをご覧ください。

お近くの自転車安全整備店の検索はこちら



自転車安全整備店

検索

<https://www.tmt.or.jp/safety/index1.html>

もしも、事故が発生したら...



三井住友海上火災保険(株)
& 事故受付センター(24時間受付)

☎0120-258-189

110番又は交番・警察署へ事故の届け出を行い、上記の事故受付センターへ事故発生との連絡を行うと保険金請求手続きのご案内が届きます。

1年ごとの更新を忘れずに!



TSマーク付帯保険の有効期限は1年です

毎年1回は点検整備を受けて、TSマークを更新しましょう。

乗る前の
点検ポイントは
ここ!



ポイント
1

ブレーキ



まず、何より大切なのはブレーキ!!
ちゃんと利きますか?

ポイント
2

タイヤ



傷やヒビはありませんか?
すり減っていませんか?
空気は入っていますか?

ポイント
3

反射材



横から見て、反射材が地面から
垂直になっていますか?

ポイント
4

車体



フレームに亀裂はありませんか?
ハンドルやサドルに、がたつきや
ぐらつきはありませんか?
チェーンに錆びやたるみはあり
ませんか?

ポイント
5

ライト



ちゃんとつきますか?

赤色TSマーク付帯保険の補償内容と支払い対象

	傷害補償	賠償責任補償	被害者見舞金
補償内容	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡又は重度後遺障害(1~4級) 一律100万円 ●入院15日以上 一律10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡又は重度後遺障害(1~7級) 限度額1億円 	<ul style="list-style-type: none"> ●入院15日以上 一律10万円
補償の適用	TSマークが貼付された自転車に搭乗中の本人(同乗者も含む)が、国内の事故により、事故の日から180日以内に死亡又は自賠法で定める重度後遺障害(1~4級)を被った場合及び入院15日以上の傷害を被った場合	TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人が第三者に死亡又は自賠法で定める重度後遺障害(1~7級)を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合	TSマークが貼付された自転車に搭乗中の本人(加害者)が、第三者(被害者)に傷害を負わせ、その第三者が入院15日以上となった場合(法律上の損害賠償責任を負う場合) <small>*被害者見舞金10万円は、加害者から保険金を請求してください。そのうえで、保険会社から被害者に支払います。(加害者には支払いません。)</small>
支払いの対象	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償責任の当事者は搭乗者の本人のほか、本人に代わって賠償責任を負う親権者、雇用主が含まれます。 ・搭乗中の人は、自転車の所有者である必要はありません。借りて搭乗していた方も適用になります。 ・搭乗中とは、自転車から降りて押して歩いている場合も含まれます。 ・事故は、道路上で起きたものに限られません。 		
支払できない主な場合	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盗んだ自転車等、正当な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故 ・道路以外の場所で競技、興行(練習を含む)のため自転車に搭乗している間に起きた事故 ・自転車搭乗者の故意による事故・地震・噴火・津波による事故 <p>【傷害補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛で他覚症状のないもの <p>【賠償責任補償・被害者見舞金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居の親族・同乗者に対する傷害や賠償事故・対物損害 等 ・暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められる場合、保険金をお支払いできないことがあります。 		



自転車は自動車と同じ車両です。
きちんと点検整備した安全な自転車でルールを守り安全運転に心がけましょう。

みんなで守ろう 自転車安全利用5則

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



② 車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



④ 交通ルールを守る



夜間はライトを点灯



交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用のヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



自転車に赤色TSマークで安全・安心!



TSマークは点検・整備に付帯した自転車向け保険です



プロの自転車整備士による点検・整備で安心

赤色TSマーク付帯保険

賠償責任補償(限度額) **最高1億円**
傷害補償(死亡・重度後遺障害) **一律100万円**



公益財団法人 日本交通管理技術協会

TSマーク

検索

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2丁目6番 エアマンズビル市ヶ谷
TEL. 03-3260-3621 URL <http://tsmark.jp/>

自転車安全整備店